

確定申告に関するお知らせ

申告の相談・受付は2月16日（火）～3月15日（月）
鳥取市役所駅南庁舎と鳥取税務署では2月21日・28日
の日曜日（8:30～17:00）も受け付けます

介護保険に関する税金の控除

介護保険料

社会保険料控除として、所得から控除されます。40歳以上の人が平成21年中に支払った介護保険料が控除の対象となります。

介護保険施設の利用料

介護保険施設の利用料については、次のものが医療費控除の対象となります。

- ① 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設（定員29人以下の特別養護老人ホーム）に入所の場合
⇒介護サービス費および食費と居住費の自己負担額として支払った額の2分の1
- ② 介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設に入所の場合
⇒介護サービス費および食費と居住費の自己負担額

在宅介護サービスの利用料

介護サービス計画（自己作成も含む）に基づいて次の①～⑤のサービスのいずれかを利用した場合、利用料が医療費控除の対象となります（介護予防サービスも同様です）。

- ① 訪問看護
- ② 訪問リハビリテーション
- ③ 居宅療養管理指導
- ④ 通所リハビリテーション（食費も対象）
- ⑤ 短期入所療養介護（食費・滞在費も対象）
①～⑤のサービスのいずれかを利用した人が、次の⑥～⑪のサービスのいずれかを利用した場合、その利

用料も医療費控除の対象となります。

- ⑥ 訪問介護（生活援助中心型は除く）
- ⑦ 訪問入浴介護
- ⑧ 通所介護（食費は対象外）
- ⑨ 短期入所生活介護（食費・滞在費とも対象外）
- ⑩ 認知症対応型通所介護
- ⑪ 小規模多機能型居宅介護

医療費控除を受ける際には、平成21年中に支払った利用料の領収書をが必要です。サービス事業者またはケアマネジャーにお問い合わせください。

おむつ代

要介護者のためのおむつ代は、医療費控除の対象となります。申告には、医師の証明書と領収書が必要です（2年目以降の申告の場合は、医師の証明書の代わりに、介護保険の主治医意見書の内容を基に市町村が確認して交付する証明書を使うこともできます）。申請が必要です。下記にお問い合わせください。

要介護認定者の障がい者控除

障がい者手帳などの交付を受けていない人で、平成21年12月31日時点で要介護1～5の認定を受けている65歳以上の人は、障がい者控除の対象となる場合があります。申請が必要です。下記にお問い合わせください。

問い合わせ先

市役所駅南庁舎高齢社会課 ☎（0857）20-3454
各総合支所市民福祉課（☎18ページ参照）

住民基本台帳カード（住基カード）を作いませんか

「写真付き住基カード」と「写真なし住基カード」の2種類があり、写真付きカードは氏名、住所、生年月日、性別が記載され、運転免許証などと同様に公的な身分証明書としてご利用できます。

申請場所 市役所駅南庁舎市民課、各総合支所市民福祉課 ※総合支所での申請は即日交付できません。

受付時間 9:00～17:00 ※16:30以降の受付は、翌日の交付となる場合もあります。

手数料 無料（平成23年3月31日まで）※再交付の場合は500円が必要です。

持参するもの 運転免許証などの本人確認書類（保険証のように本人の顔写真が貼付けされていないものは、受付後に郵送する照会書を後日持参のうえ来庁）、申請前6カ月以内に撮影された無帽・無背景・縦4.5センチ×横3.5センチの証明写真1枚（写真付きカードを希望する場合）

電子証明書の取得（e-Taxなどの電子申請を行う場合）

住基カード（写真なしカードの場合は顔写真が貼付されている本人確認書類）と、手数料500円が必要です。



問い合わせ先

市役所駅南庁舎市民課 ☎（0857）20-3492
各総合支所市民福祉課（☎18ページ参照）

※本庁舎市民課証明コーナーでは取り扱っていません。

簡易水道の料金を改定

問い合わせ先

市役所第2庁舎簡易水道室 ☎ (0857) 20-3246

鳥取市簡易水道事業審議会の答申を受けた簡易水道の料金改定案が、12月市議会定例会で可決され、7月または8月の請求分から新料金になります。新料金は平成22～24年度の3年間適用されます。

【新料金の例】（メーター口径が13ミリで1カ月に20立方メートルを使用したとき。消費税および地方消費税を含む）

給水区域		現行の料金	改定後の料金
鳥取	下段	1,228円	1,648円
	有富	1,417円	1,800円
	上記以外の区域	1,874円	2,079円
国府		2,262円	2,362円
福部		2,871円	2,751円
佐治	口佐治・万蔵	2,315円	2,362円
	中佐治・尾際	1,422円	1,706円
	西加茂	2,509円	2,509円
	津野	1,417円	1,800円
気高		2,037円	2,199円
鹿野		1,827円	2,073円
青谷	長和瀬・上露谷	1,916円	2,063円
	蔵内	1,417円	1,800円
	八葉寺	1,228円	1,648円
	早牛	1,669円	1,900円
	勝部	1,863円	2,100円

※平成28年度以降の料金統一（上記算定例の場合2,500円程度）をめざして、平成25年度に再度料金改定を行う予定です。

※詳しい料金は、本市ホームページでご確認ください。

※説明会をご希望の地区は、上記へご連絡ください。

※地元が管理を行っている簡易水道の料金は、従来どおりです。

鳥取・因幡 PR 用絵はがきのご活用を

問い合わせ先 市役所第2庁舎観光コンベンション推進課 ☎ (0857) 20-3227

本市出身の漫画家、谷口ジローさんが描いた鳥取・因幡PR用絵はがきを活用して、鳥取・因幡の宣伝にご協力ください。

対象者 市内にお住まいで、市外の親類、知人などへ絵はがきを送付いただける人

配布枚数 1人5枚まで

※無料。数に限りがあります。

配布場所 問い合わせ先にお越しください。



申告会場に e-Tax コーナーを設置

所得税の確定申告は「e-Tax」をご利用ください。平成21年中の収入が給与または年金のみの人は特にお勧めです。なお、パソコン台数には限りがあります。混雑防止のため、収支内訳書などの作成や医療費控除の集計など、事前の準備をお願いします。※会場のスタッフが入力などのアドバイスを行います。

【e-Tax 申告によるメリット】

- ホームページから簡単に申告できます。
- 最高5000円を税額から控除します（期限内申告に限る）。※平成19年分かつ20年分でこの控除を受けた人は除きます。
- 医療費の領収書や給与・年金などの源泉徴収などは、記載内容の入力により提出や提示を省略できます。
- 還付申告は早期処理（3週間程度）されます。

※詳しくは、e-Tax ホームページ（<http://www.e-tax.nta.go.jp/>）をご覧ください。

期 間 2月16日（火）～3月15日（月）※土・日を除く。

設置場所 市役所駅南庁舎地階申告会場

利用時間 申告会場受付時間内（8:30～17:00）

持参するもの 申告に必要な書類（年金や給与の源泉徴収票、控除証明書など）、電子証明書付の住民基本台帳カード（市役所駅南庁舎市民課であらかじめ取得）※10ページもご参照ください。

問い合わせ先

鳥取税務署 ☎ (0857) 22-2141



申告書は自分で計算して作成しましょう

申告の期間中は窓口が大変混雑するため、次のことについてご協力をお願いします。

- 事業所得（営業・農業など）、不動産所得がある人は、収入と経費をまとめ、合計額を計算しておく
- 医療費控除を受ける人は、平成21年中に支払った医療費の領収書をまとめ、医療を受けた人、支払先ごとに合計額を計算して記入しておく
- 申告書は自分で計算して記入しておく

※申告についての詳細は、とっとり市報1月号をご覧ください。

※駅南庁舎地階申告会場と鳥取税務署では、2月21日・28日（日）も平日どおり申告相談を受け付けます。

※各総合支所の申告日程は、各総合支所市民福祉課へお問い合わせいただくか、支所日より2月号をご覧ください。

問い合わせ先

市役所駅南庁舎市民税課 ☎ (0857) 20-3417